

オンラインカジノに係るアクセス抑止の在り方に関する検討会（第15回）

令和8年7月22日

【北島利用環境課課長補佐】 事務局でございます。本日も皆様、お忙しい中お集まりいただきまして、ありがとうございます。定刻を少し過ぎましたが、オンラインカジノに係るアクセス抑止の在り方に関する検討会第15回会合を開催させていただきます。

本日の会合はオンライン開催であり、公開されております。構成員の皆様は、御発言を希望される場合は、チャット欄に発言したい旨を書き込んでいただくようお願いいたします。それを見て、座長から発言者を指名していただく方式で進めさせていただきます。接続に不具合がある場合は、速やかに再接続を試していただくようお願いいたします。そのほか何かございましたら、チャット機能等で随時事務局に御連絡いただければと思います。

本日の資料は、15－1、15－2、15－3を用意しております。

議事進行は曾我部座長にお願いしたいと存じます。よろしくお願いいたします。

【曾我部座長】 どうもありがとうございます。皆様、おはようございます。お忙しいところ本日もありがとうございます。

本日は、意見募集結果を踏まえた報告書（案）につきまして意見交換をしていただき、本検討会としての取りまとめを行いたいと、そういう趣旨で開催をいたします。まず、事務局から御説明いただきまして、その後、皆様の御意見を承りたいと思っております。

まず、事務局から御説明をいただきます。よろしくお願いいたします。

【北島利用環境課課長補佐】 事務局でございます。報告書（案）の意見公募の結果（概要）について報告させていただきます。資料15－1を御覧ください。

スライド1枚目、まず、意見公募の結果（概要）ですが、意見公募期間、令和8年5月15日から同年6月15日まででございまして、提出件数といたしましては、団体等14件、個人の方222件、合計236件の提出をいただきました。

項目別の意見総数ですが、下を書いてあるとおり、274件でございまして、その内訳は報告書全体33件、必要性106件、有効性15件、許容性14件、実施根拠・妥当性17件、その他89件となっております。

スライド2に移っていただければと思います。項目別の意見の御紹介をさせていただければと思います。

まず、必要性に関する御意見を紹介させていただきます。1ポツ目から、オンラインカ

ジノに対しては包括的な対策が必要であり、取締りや決済遮断等の実効性の高い手段を優先すべきという御意見がございました。また、利用制限や広告規制等により権利制約の小さい手段を優先すべきといった御意見、基本法改正に基づく取組の効果を十分に検証すべきといった御意見がございました。

周知啓発や取締り等の既存対策には限界がある一方、ブロッキングは若年層やカジュアルユーザーの接触機会を減少させる効果が期待できるといった御意見や、その下、アフィリエイト広告が依然として減っておらず、他の対策による抑止効果は限界に近付いているため、ブロッキングを排除せず検討すべき状況が生じつつあるといった御意見もございました。また、依存症は病気であり、周知啓発だけでは行動制御は困難であるといった御意見がございました。

続いて、有効性の項目でございます。

若年層やカジュアルユーザーの接触機会低減という観点では、一定の有効性が期待できるといった御意見、一般人に対する入口対策として一定の有効性を有するといった御意見がございました。また、児童ポルノブロッキングの実績は踏まえるべきであるが、他方でブロッキングを回避する技術が次々と出てくるものと考えられ、有効と言える期間は極めて限られるだろうといった御意見がございました。また、技術的な回避策が容易である現状では、また、国際的な暗号化技術の標準化に伴い、実効性が著しく喪失する技術的現実を正しく評価すべきといった御意見がございました。

また、ブロッキング回避方法を説明するページが容易に検索可能な現状では、若年層・カジュアルユーザーに限定しても有効性に疑問があるといった御意見、また、誤遮断やネットワーク障害を引き起こすおそれ、そういったリスクについての御意見があったことを御紹介しております。

次のスライド3ページに移っていただければと思います。許容性に関する項目でございます。

許容性に関する御意見としましては、オンラインカジノによるギャンブル依存症被害は、個人の人格的利益に関わる重大な問題であるといった御意見、対象・手続・期間・救済を厳格に設計することを前提として、ブロッキングは許容され得るといった御意見があったことを紹介しております。また、依存症の観点では違法・合法を問わずリスクは共通しており、制度設計に当たっては依存症対策全体の一貫性が重要であるといった御意見、また同様に、公営競技とオンラインカジノの違いを明確化した上で、合法オンラインギャンブ

ルを含めた横断的な依存症対策を検討すべきといった御意見があったことを紹介しております。

最後のポツですが、児童ポルノのブロッキングが極めて例外的な措置であって、違法オンラインカジノと同列に論じるべきでないといった御意見を紹介しております。

実施根拠・妥当性につきましては、オンラインカジノは社会経済的に深刻な被害をもたらすといったところから、立法措置を講じるべきであるといった御意見があったことを紹介しております。

真ん中のポツですが、ブロッキングには設備投資や運用に多額の費用を要するほか、ISPに大きな負担が生じる。運用コストは最終的に国民負担につながることに留意が必要といった御意見があったことを紹介しております。また、電気通信事業者の数、相互関係についても、十分に考慮した制度設計を行う必要があるといった御意見がございました。

その他につきましては、諸外国の制度等のほうの御意見を紹介しているところでございまして、諸外国の制度というのは、ブロッキングが例外的・慎重に扱われることを示す事例として整理すべきといった御意見、他方で、日本の対策は遅れているように感じるといった御意見を紹介しております。遮断アプリや各種機関、団体との連携強化が必要といった御意見を紹介しております。

そのほかにも多種多様な御意見がございまして、御意見の詳細につきましては、資料を15－2に全文記載しております。

次のスライド、ありがとうございます。

事務局といたしましては、今回の意見公募を踏まえ、報告書（案）の修正を考えております。修正箇所は右側の太字、下線部分になります。

まず1つ目、ブロッキングについてですが、「全ユーザが影響下に置かれる」といった仕組みを正確に記述すべき旨の御意見があったことを踏まえまして、ブロッキングは全てのインターネット利用者の宛先を網羅的に確認することを前提とする技術であるといったことだったり、「特定のIPアドレスへのアクセスを強制的に遮断するものである」といったところの記載、中間論点整理にも記載がございましたが、そちらを引用して追記することを考えております。

続いて、必要性に関してでございまして、検索上位に違法オンラインカジノの紹介サイトが依然として複数表示される旨の指摘があったところを踏まえまして、「検索事業者による情報削除等の取組を促進させるために」といったところを追記することを考えており

ます。

また、同じく必要性の項目でございますが、教育の観点に関する御意見がございましたため、右側の太字下線のとおり、「学校教育等における知識の普及も含め」といったところを明示的に追記することを考えております。

次のスライド5に移っていただければと思います。

許容性の項目につきまして、ギャンブル等依存症による弊害として、借金、家庭崩壊、自殺リスクといった御意見があったところを踏まえまして、右側のとおりその旨をさらに追記することを考えております。

もう一点、許容性につきまして、こちらは前回、鎮目構成員からもいただいたところ、同種の御意見があったところを踏まえまして、「違法な行為による国富の流出防止・スポーツ健全性の確保等を踏まえる余地がある。」といった修正を考えております。

最後に、実施根拠・妥当性につきましてですが、義務づけ主体、対象、要件等を具体的に検討すべき旨の御意見があったことを踏まえまして、こちら中間論点整理にその要素を書いてあったところでございますが、遮断対象リストの作成主体、対象範囲の明確化、実施方法、実施に伴う費用負担等というところを引用して追記することを考えております。

今回の意見公募手続を踏まえた報告書（案）の修正版が、資料の15－3となっております。

これらの意見公募における多種多様な御意見を参考にしながら、ブロッキングを含むアクセス抑止の在り方について、政府全体で引き続き丁寧な検証・検討していくことが必要であると考えております。

報告書（案）の意見公募手続の結果（概要）等につきまして、報告を終わります。以上となります。

【曾我部座長】      どうもありがとうございました。

そうしましたら、意見交換に移りたいと思うんですが、今回の報告書（案）は、これまでの検討会における皆様の御意見に加えまして、今回の意見募集でいただいた多様な御意見も踏まえて、修正、整理していただいたものでありまして、各論点について丁寧に取りまとめていただいたものと思っております。

そこで、本日は検討会の最終回となりますので、構成員の皆様から順次御意見をいただきたいと思っております。

ということで、僭越ながら御指名をさせていただきますので、構成員の方々それぞれ御

意見いただければと思います。順序としまして、まず、座長代理の橋爪先生からお願いして、その後、五十音順にお願いしたいというふうに思います。

ということで、まず、橋爪座長代理からよろしくお願いいたします。

【橋爪座長代理】 橋爪でございます。この報告書（案）では、議論の状況をきちんとまとめていただいておりますが、私としては、この内容で異存ございません。

最後になりますので、この機会に私なりの考え方と申しますか、この問題に関する理解を簡単に申し上げておきたいと存じます。

この検討会を通じまして、オンラインカジノが利用者本人、あるいは御家族や関係者の方に極めて深刻な被害をもたらしていることについて、改めて深く理解することができました。

また、私、刑法学者としてこの検討会に参加しておりますが、刑法研究者の観点からも、犯罪に該当し得る行為が日本において蔓延しており、多くの国富が海外に流れているという事態は、到底看過できないと思いました。

この問題を解決するためには、ありとあらゆる可能な全ての方策を尽くす必要があることについては、改めて強調しておきたいと存じます。

もちろん、現在におきましても、関係機関において十分な努力をされており、それについては十分な敬意を表したいと存じますが、残念ながらまだ十分に結果というか、効果がついてきていないところもあるように思います。

確かにオンラインカジノは海外で行われておりますので、犯罪捜査についても限界があることは否定できませんが、少なくとも一部の共犯については国内で犯罪が行われておりますので、国内事業者についての検挙は可能であると思います。また、やはり資金源を断つということが重要ですので、資金決済のルートに踏み込んでいって、資金源を断つような方策についてもさらに御検討いただきたいと思います。

また、何と申しましても、やはりオンラインカジノが犯罪であるということについては、改めて周知徹底を尽くしていただきたいということを、この機会に重ねてお願いしたいと存じます。

これらの方策を尽くした上でも、なお、被害が遺憾ながら沈静化しない場合には、この検討会の議論を踏まえてブロッキングも1つの選択肢になり得るのだらうと思います。

その際には、考えられる全ての方法を尽くしても成果が上がっていないわけですので、必要性、補充性要件については満たしていると評価できると思いますが、やはり利益衡量

が難しい問題であることを痛感しております。つまり全く質が違う利益、法益を比較して、どちらが優越しているかを判断するということは、難しい作業だなということを、この機会に改めて感じました。

この際には、やはりオンラインカジノが複合的な法益侵害を惹起していること、すなわち財産的な被害だけではなくて、生命、身体などの人身被害、さらには人格権の侵害等を惹起しているという実態を十分に考慮することが必要であるように思います。

このように、言わば社会的に複合的な被害が発生しているような事態において、どのように利益衡量を図っていくかという点については、一研究者としてもさらに考えていきたいと思います。

また、これは以前、曾我部先生から御指摘があったところかと思いますが、個別の事件について緊急避難や正当行為として違法性を阻却するという文脈と、個別の事件を離れて、言わば政策的に一定の決断、判断を行うべきかという観点では、視点や基準が変わってくるような印象を持っております。十分詰められてはいないのですが、個別の行為の緊急避難の成否の判断よりは、もう少し類型的であり、緩和された判断が認められる余地があるようにも思われますので、これらの点についてもさらに勉強していきたいと思います。

いずれにしても、まずは総合的な施策が十分に奏功して、この問題が早期に解決され、将来、ブロッキングの導入の可能性を含めて、さらに議論を行う必要がなくなることを強く願ひまして、私からのコメントといたします。1年間本当にありがとうございました。

【曾我部座長】 大変包括的なコメントをいただきまして、ありがとうございます。

では、続きまして、黒坂構成員、お願いいたします。

【黒坂構成員】 黒坂です。まずは今回の報告書(案)及びそのパブコメ返しに対して、私からは異存はございません。全て今日取りまとめていただいたとおりにお進めいただければと思います。もちろんこの後の構成員の御指摘で、重大な修正であるとか、必ず直すべき、軽微だけでも直すべきところがあれば、ぜひそのようにしていただければと思いますが、ここまでのところで私からは特に異存はなく進めていただければと思っております。

また、事務局の皆様は、この1年間大きな苦勞をされて、紆余曲折を経た上でここまでまとめていただけたらと思いますので、改めて私の立場からも感謝申し上げたいと思います。その上でコメントをкаいつまんで3点、お話しさせていただきます。

もうほぼこれまで申し上げていることの繰り返しなのですが、1つは、このオンラインカジノに係るアクセス抑止の具体的な対策は、立法行為として行われるべきであろうと考えております。とりわけ、今回はブロッキングに焦点が当たったわけですが、仮にIPアドレスブロッキングのような手法を使うということが必要だという判断がされた場合は、必ず立法行為として整理されて、立法が行われるべきであると、このように考えております。

そのためには、関係省庁との連携はかなり緊密に行われるべきだと考えております。これは総務省の皆さんだけではなく、通秘の問題だから総務省というような短絡的な発想ではなく、先ほどのお話にもあったとおり、権利侵害、利益侵害が一体どこで発生しているのか、どういった事実があるのかということをつぶさに見ていただく、それぞれの立場で見えていただく必要があるかと思っておりますので、これは単に会議体を持ってみんなで話しましょうというだけではなく、緊密な連携ということが必要であろうと考えています。

恐らくオンラインカジノだけでなく、今後様々な問題がこのネットに関しては出てくる、もう既に出ている状況でもありますので、将来的な取組の試金石になるという意味も含めて、連携を緊密にと申し上げたいと思います。これが1点目です。

2つ目は、実態調査を十分に行っていただきたいということです。これも再三再四申し上げましたが、調べる、分析するというような物事を考えて判断していくときの基礎的な所作、動作というのが、残念ながら我が国は軽視されていると私は感じています。

今日もアメリカから入っているわけですが、アメリカ合衆国は様々な混乱しているように見えますが、基本的にやはり社会科学も含めて、科学的なアプローチということに対しては非常に大きな敬意を持って取り組まれていることがほとんどです。実態を調べる、あるいはそれを分析することについて、大規模、堅牢、迅速な調査ということが常に行われ、それに基づき様々な判断が行われるべきだと私は考えております。さらに、そこには専門家がもっと関与する必要があるだろうと思っております。通り一遍の調査を予算つけて何とか回しましたということではなく、それぞれの立場での専門家がこれはどうなんだと、この分析方法はいかがなのかということをしつこく吟味するということを、時間をかけるのではなく迅速に行うということ、これをぜひこのオンラインカジノに関しては取り組んでいただきたいと考えております。

あと、最後3点目ですが、今回様々な技術的方法を比較検討したわけですが、残念ながら技術的な課題というのはいたちごっこそのものです。悪さをしようとしている人たちの悪知恵というのは相当なものがありますし、残念ながらAIがそれに拍車をかけてい

る、今後もさらにかけていくということは間違いがないというか、もう既にかかっているという状態だろうと思います。

私もいろいろなことを思いついて、この方法もありますよ、恐らくこんなことがもう既にできかかっていますよというお話をしましたが、セキュリティ上の観点であるとか様々な影響も含めて、かなり私は控えて今回は申し上げずにおりました。私風情でも考えられますので、山ほどいろんな方法、先達だけではなく抜け穴であるとかいろんなことが考えられるわけです。ですので、技術的な観点からの検討はぜひ継続して行われるべきだろうと、こういうふうに考えております。

こういったことをぜひ引き続き検討を続けていただいて、何とか我が国の国民にとって、少しでも利益になるような状況をつくっていただければと考えております。

私からは以上です。

【曾我部座長】 黒坂構成員、どうもありがとうございました。

続きまして、鎮目構成員、お願いいたします。

【鎮目構成員】 では、私からも一言述べさせていただきたいと思います。

今回の報告書（案）については、この１年間の議論の成果とその経過を、大変適切に取りまとめていただいたと考えております。全く異論はございません。賛成いたします。

その上で一言だけ申し上げますと、私個人としても、この検討会に１年間参加させていただきまして、オンラインカジノによる被害の深刻さというものを十分に理解することができました。

これまで政府において様々な対策がなされており、かなりの成果は出ているということも伺いましたが、なおオンラインカジノに係る情報流通というものが深刻な状況にあるということですので、引き続き、被害の最小化に向けて、関係各所において対策を継続していただければと思います。

刑法学者として私もこちらに参加しておりまして、刑法学者としての見解については先ほど橋爪構成員から詳細な御指摘をいただきまして、それに尽きているかなと思います。

取締りとしては、海外への法執行というのはなかなか難しいわけですけど、御指摘があったように、国内共犯の処罰や決済代行業者などの取締りに注力していただければと思います。

ブロッキングについては最終手段ということにはなりますが、若年層への有効性というものとは否定できないということはこの検討会で確認されており、排除するべきでないとい



うのもそのとおりかと思います。

ただ、利益衡量の点が、これも橋爪構成員から御指摘があったように大変難しい問題がありまして、私のほうでも国富の流出とかスポーツ健全性といった観点を、いかなる形で考慮すべきかという点については、問題が残されているのではないかという指摘をさせていただきましたが、この辺りは刑法学においてもあまり詳しく考えてこなかった点かと思しますので、今後このブロッキングをどうしていくかということについて、課題となる点として問題は残っているわけですが、私個人としても大変勉強になりましたし、これからこの点について考えていきたいと考えております。

簡単ですが、以上です。1年間どうもありがとうございました。

【曾我部座長】 どうもありがとうございました。

では、続きまして、田中構成員、お願いいたします。

【田中構成員】 ありがとうございます。総務省の皆様におかれましては、本当にこの1年間、大変な御苦勞を引き受けていただきありがとうございました。また、取りまとめもありありがとうございました。今回の取りまとめに関して、私から特段異論はございません。

最後の会議ですので、ぜひ皆様方をお願いしたいことがあります。

オンラインカジノの被害については、いまだ全く収まるところがなく、相談会などでもオンラインカジノの相談は減っていません。そして、どういう手法を使っているのか、またオンラインカジノの宣伝やアフィリエイトなどが増えてきてしまって、削除し切れないというのが現実にあります。また、このアフィリエイトだけでなく、このオンラインカジノの業者というのは本当にあくどい、どんな手を使ってでもこの顧客を逃さないというようなことが起きますので、そう簡単に依存症になってしまった人たちというのは逃げることができないという状況にあります。

ぜひ様々な対策、警察庁さんはじめ、様々な対策をやっているということもよく存じておりますが、それでもこの海外のオンラインカジノを日本から駆逐していくことは非常に難しい状況にあります。

ですので、諸外国でも行われているブロッキングという手段というのも、ぜひこの対策の1つとして実行していただきたいというのが私たちの願いです。

今、オンラインカジノの被害に遭っている人たちは若者たちが本当に多く、そしてその人たちがあつという間に犯罪にまで手を染めてしまったり、ヤミ金に追われて命を絶ってしまうというような痛ましい現実があります。その現実を目を向けて、どうかこの自国の

私たちの国の若者たちを守るということを考えていただければと思います。

黒坂先生が先ほどおっしゃっておられました、ぜひともこのオンラインカジノのブロッキングに対して立法が行われることを願っております。先生おっしゃっていらしたように、一体この立法が行われるときにどこがイニシアチブを取っていくのか、関係省庁、内閣官房になるのか、総務省になるのか分かりませんが、どなたかがやっぱりイニシアチブを取って、速やかにこの立法措置が行われることを願っています。引き延ばすことで、被害を拡大させないでいただきたいと思っております。

そして、このようなネット犯罪、次から次へと起こってくる可能性があるわけですが、このネット犯罪に関して今回のオンラインカジノのように、諸外国に比べて対策が著しく遅れて被害を拡大させてしまったのが我が国の今の現状ですが、ぜひ諸外国のように迅速に国民を守る法律が実施されるということを願っています。

このたび初めてギャンブル依存症のことについて触れられた先生方が多いかと思いますが、けれども、この委員会が終わった後も、引き続きこの問題に注視していただき、また、ギャンブル依存症問題に対しても関心を寄せていただけたらと思っております。ありがとうございました。

【曾我部座長】 田中構成員、どうもありがとうございました。大変重要な御指摘をいただきました。

では、続きまして、長瀬構成員、お願いいたします。

【長瀬構成員】 長瀬でございます。今回取りまとめていただきました内容につきまして、私も特に加えて何か異存があるというようなものはございません。この内容で報告書をフィックスしていただければなと思います。よろしくお願いいたします。

私も最後ということで付け加えさせていただこうかなと思いますが、申し上げようと思っていた内容につきましては、今まで橋爪先生以下、皆様がおっしゃっていただいたところとかなり重複するところがございますので、何か加えてというようなところはあるかと思いつらつら考えていたところでございますけれども、私個人の思いといいますか、児童ポルノブロッキングから関わっている人間として、一言申し上げさせていただければというようなところがございます。

申し上げておりましたけれども、このブロッキングというものに関しましては、基本的に私、推進派というわけではございませんで、どちらかといえば否定派といいますか、なるべくしないに越したことはないという形で考えている人間でございます。

その中でも、今回、報告書をまとめていただいた内容につきましては、最低限立法するんだったら、こういったことは検討した上でしっかり詰めた上でということが、重要なんだろうと考えているところでございます。こういったところを踏まえた上で、立法するなり対策を取るなりというようなところが非常に重要になってくるかと思っている次第でございます。

加えましてですけれども、やはりブロッキングというようなものに関しましては、これも常々皆様も御指摘いただいたりですとか、御認識されていると思いますけれども、これは打ち出の小づちではございませんで、全てを解決するというようなものでもございません。やはり総合的な対策と各省庁、手を取り合っという形になるか分かりませんが、全省的に対策を取っていかないといけない問題なのだろうと思います。その中でも、私の思いとすれば、カジュアルユーザー、ライトユーザー対策としてというところに意味はあるかというふうにして考えているところではございます。

ただ、技術的な進展もあったりいたしますので、そうしたところを追っかけていながらやるのであれば、やはり効果的なやり方ということを追求していく姿勢は、今後も大事なのかなと感じているところでございます。

いずれにしても、長い間本当に事務局の皆様、様々な意見のあるところを本当にまとめていただいて、その御努力に関しましては本当に敬意を表したいなと思っていると同時に、この問題ですけれども、これで終わりというようなものではないと私も十分承知しているところでございますので、引き続き注視はしていきたいと感じているところでございます。

以上でございます。

【曾我部座長】 どうもありがとうございます。

続きまして、長田構成員、お願いいたします。

【長田構成員】 長田です。ありがとうございます。

取りまとめていただいた内容には賛成ですと申し上げたいところですけど、前回、最後に申し上げたように、やっぱりブロッキングをやりますと読めてしまうというのは、変わっていないのだと実感しています。

それはやはり今後の方向性の表現のところで私がそう感じているだけだと思うのですが、でも、ブロッキングそのものに技術的な回避策があったり、今後より事態が変わっていくような状態の中で、それが絶対的な依存症になる方々を防ぐ何か絶対的な方策ではない

にもかかわらず、何かそれが最後にある非常に効果的な手段なんだというふうに読めてしまうというのは非常に残念だなというのは、思っていますということは申し上げたいなと思っています。

その上で、なぜ日本の憲法に通信の秘密ということを守らなければいけないかということとかきちんと書かれたまま、それをずっと日本が守ってきているのかということについても考えていただいて、依存症、特にライトユーザーや若者の被害が非常に深刻なんだという御指摘は、田中さんから何度もお話を伺っていて理解をしているつもりですので、そういう方たちをそこに陥らせないように防ぐための方策は本当に総合的な施策が必要だということが書かれていますので、そこをまず一生懸命やっていただくことと、それから、オンラインカジノが非常に違法なものだということも含めて、より大分広まってきてはいるかなと思いますけれども、国としても、そして民間としても力を上げて、それを伝えていくという努力をより一層して、その上でブロッキングという手段を取らずに済むような形に施策が進んでいくということを強く望んでいます。

以上です。

【曾我部座長】 どうもありがとうございます。

では、次に前村構成員、お願いいたします。

【前村構成員】 前村でございます。1年間、1年以上になりますね、御検討ありがとうございました。今回、報告書を拝見いたしまして、とてもよくいろいろな意見がパブリックコメントでも寄せられたものもつぶさに拾って反映されているという印象を持っております。私の社団からも意見を出させていただいたものも、適切に解釈していただいているように思って感謝するところです。また、報告書のほうも取りまとめ、この取りまとめは大変困難至極であったろうなと想像するところで、本当に事務局の皆さん、お疲れさまでした。ありがとうございました。

もう既に皆さんからいろんな御指摘があるところ、重複するところではあるんですけれども、最後ということもありますので、私の考えをいま一度示しておこうと思うのですが、私も児童ポルノのときにはあまり研究会のほうまでには至らなかったのですが、漫画海賊版のほうはまだその対策に関与しているところがあります。そして、オンラインカジノに関しても、今回このような形で構成員として検討に参加いたしました。

このように、オンラインの犯罪というのは、先ほど黒坂さんからもありましたけれども、悪事を働く人たちのほうがよっぽど鋭く悪事を働くんですよ。正義の味方というのは、

そういった場合にかなりポイントレスだということがあつて、後追いになっているところとは否めません。

それで、先ほど長田さんのほうからも、ブロッキングが対策になり得るというふうな記述がやはり残っている以上、それが解決するのではないかというように読めてしまうということをおっしゃっていましたが、これは方策の1つとして視野から外さないということでお書きになったものは、どうしてもそういう印象には陥ってしまうのかもしれないなと思ったところです。

さりながら、本研究会、総務省の音頭というのか、事務局で構成されたもので、「アクセス抑止の在り方に関する」というタイトルでありながら、その取りまとめとして最終報告書に載るのは様々な対策が必要だというふうなところに重きが置かれている形に私には見えておりまして、それは1つやはり印象深いなと思うところです。

それで、児童ポルノ、海賊版、オンラインカジノ、そして恐らく何年後かには別の犯罪がこういった形で対策を迫られるようになるんだろうと思います。このようなインターネット上のオンライン犯罪、不正行為、不法行為に対する対策というのは、どれか1つが全てを対策できてしまうものではなくて、いずれにしてもマルチステークホルダーという言葉を私の業界ではこのように使うんですけれども、様々なインターネット上の関与者の方々がそれぞれできることをやるということに、結局尽きてしまうというふうに思うのですね。こうやって見てみますと、児童ポルノがありました、対策しましょう、海賊版がありました、対策しましょう、オンラインカジノがありました、対策しましょうということを見ていると、後追いという印象も否めませんので、これはインターネット上のオンライン犯罪というものに対してどのように対処すべきかという本質的な議論というのが、ここでは非常に必要不可欠だと思います。そういった意味で、連携が取れた対策、対応というのは、黒坂さんが先ほどおっしゃったように、必須だと思います。

また、このブロッキングが、例えばカジュアルユーザーの抑止のために成果があるということで、少しでも成果があることをやれないだろうかとお考えになるということも非常にその心情は分かるんですけれども、その一方で、そのために我が国の個人の権利を守る、その根幹である通信の秘密というところを改造していくというのは、非常に注意深く行っていく必要があつて、もし行うのであれば大変注意深く、各省庁にわたった、今までに通信の秘密というコンセプトが守ってきた人格権や財産権を損なうことがないような慎重な議論が必要だと考えるところです。

以上、私が検討会で申し上げたこと、また、JPNICの意見として申し述べたことを繰り返す形になりましたけれども、最後の会合ということで申し述べさせていただきました。今まで大変ありがとうございました。

私からは以上です。

【曾我部座長】 どうもありがとうございます。

では、続きまして、森構成員、お願いいたします。

【森構成員】 ありがとうございました。取りまとめていただいて、また、今回のパブコメにも的確に反応していただいていると思います。

その上で若干申し上げますが、まず、必要性の要件との関係では、橋爪先生が御指摘の関係者の検挙ですね、これがやはりなされるべきであろうと思います。特にCDNに言えば、国内からオンラインカジノにアクセスしている人たちが見えているもの、使っているものというのは、これは全てCDNのサーバーであるということです。オリジンサーバーではないということです。そうしますと、その賭博場開張罪の実行行為の極めて重要な部分をCDNが行っているということになろうかなというふうに思います。そして、これは国内犯でもあるということですね。そこは必要性との関係で、つまり他の手段が尽くされているかというところとの関係で、非常に重要ではないかと思います。

それから、有効性につきましてですけれども、これは何度かこれまでも申し上げたことではあるのですが、今は検索するとお勧めサイトが表示されてしまうという、どうにもならない状態にあるわけですが、そのお勧めサイトに限らず、もしもネット上でオンラインカジノのリンクを一般の人が見ることができるのであれば、これはドメインホッピングのやり放題という状態であることは御確認いただきたいと思います。もしリンクが見れば、そのリンクの向こう側には様々なURLであったりとかドメインであったりとかというのは、それは裏側で変えていくことができますので、そのリンクをクリックして一発でオンラインカジノにアクセスできるという状態であるということは、DNSブロッキングをしても意味がないという状態になっているということは、改めて御確認をいただきたいと思います。

それから、許容性、法益の比較についてなんですけれども、これも申し上げてきたことなのですが、その前に、橋爪先生から御指摘のありました比較が難しいということ、これはもう全く橋爪先生のおっしゃるとおりで、私がそんなとやかく言うことではないのですけれども、当然のことながら難しいということであったわけなのですけれども、それでも

幾つか考えるべきこと、ここで押さえておくべきことというのはあるのではないかと思います。

1つは、依存症の被害の重篤性、依存症の被害の深刻さということが、ここでは通信の秘密との比較対象になるわけなのですが、それに対して、我が国が、あるいは我が国の法制度が全体としてどのように向き合っているかということは、重要ではないかと思います。他の合法ギャンブルも当然依存症を生じるわけですが、それがどうなっているのか、今後の合法ギャンブルに関する法制度、政策がどのようなものであるのか、依存症の人たちと本当に向かい合って、依存症の人たちの依存症の被害を根絶するというような姿勢を見せられているのかどうかということは、重要な比較の判断要素になるのではないかというふうに思います。

それから、もう一つ引っかけた点なのですが、これも前回申し上げたことなのですが、報告書の中に中毒性のあるアルゴリズムということがありまして、これは私も非常に大問題だと思っておりまして、それがコントロール障害を生じさせて、個人の内心の意思決定の過程に影響しているということ、そして、それが青少年に影響していると、より強く影響しているということなんですけれども、これについて、今回の報告書は非常にシリアスに取り上げられていて、それはよいことだと私は思うのですが、この点も果たして、そのほかの政策とのバランスが取れているのかということは少し疑問に思います。ほかの文脈でこの中毒性のあるアルゴリズムの問題、内心の意思決定過程への不当な介入の問題、青少年への悪影響の問題ということを、そこまで重視してきたのかという気はしておりまして、別の文脈では、それよりも表現の自由のほうが重要であるというような判断もなされている、特に青少年とSNSの問題ではそのような政策的判断もなされているわけですので、片や表現の自由とこの中毒性のあるアルゴリズムを比べたときにどうなんだという話、そして、ここでは通信の秘密と中毒性のあるアルゴリズムを比べたときにどうなんだという話になっていますので、総務省全体として、そして、あるいは情報空間の規制全体として、この問題にどのように向き合っているかということについて、ある程度バランスが取れてないと、こっちではめちゃくちゃ騒いで深刻なものだと言っているけれども、あっちでは大したことないと、しばらくそんなドラスティックな規制をしないでおこうというふうになっているというのは、非常にバランスの悪い話ではないかというふうに私は感じました。

最後に、この難しい法益の比較、もちろん難しいのですが、やはり注意すべきこ

とというのはあると思っております、それはこれまで3回ありましたブロッキングの議論、児童ポルノ、海賊版サイト、オンラインカジノなのですけれども、それはやはり法益の比較をするときにそれぞれの場所、それぞれの領域の方が来て、うちの法益は重要だというわけでおっしゃるわけでございます。当然のことながら、通信の世界にいる私もその通信の秘密が重要だというわけですね。そのセクター、そのセクターからの法益の重要性の主張というのがあるわけです。だから、比較するのが難しいということですね。

しかしながら、通信の秘密を所管している総務省の検討会において何ができるかという、上げることはできないわけですね。通信の秘密の重要性を世界に宣言して、我々が一番重要だと言うことはできない。それは、もうおまえは通信の秘密を所管しているからそう言うんだらうということになるわけですが、逆に言うと下げることはできます。通信の秘密はそこまでではないですと、ここでは一步下がってもいいと思いますという価値判断、あるいはその判断手続です。そこにおいて、こういうことだったらやってもいいののではないかと、通信の秘密はそこにおいてはコンプロマイズされても仕方がないと思っているという判断をここでやってしまうと、それは決定的な効果がある、上げてくれと言ったって上がらないけれども、下げてもいいといったら下がる、そういう性質のものだと思います。

そういうような観点から、私は今回、御修正いただきました国富の流出等の点、スポーツの健全性の点、これは一步トーンを落として、「踏まえる余地がある」としていただきましたけれども、そのことは妥当だと思いますけれども、やはりその踏まえる余地があるのかという気はしております。法益、あるいは法的利益と言っていいかどうか分からないものを合算して、法益権衡のときに乗せていいという判断をここでしまっているのかなという気はしておりますので、そのところはできれば、踏まえる余地もあるけれども、踏まえたら駄目という意見もあったというぐらいにはしていただいてもいいのかなというふうには思っております。

以上です。

【曾我部座長】 どうもありがとうございます。最後の点ですけど、何か注記をしたりとかしてということですかね。

【森構成員】 そうですね、可能であれば、御修正いただいた内容としましては、「踏まえる余地がある」としていただいたのではなかったかと思いますが、この点については異論もあったということを、もし可能であれば変えていただければと思いますが、それは私のお願いということです。



【曾我部座長】      ありがとうございます。鎮目先生からも同様の方向での御意見があったかと思しますので、ちょっとこれは引き取らせていただいて、検討したいと思います。

【森構成員】      恐れ入ります。

【曾我部座長】      では、最後ですね。山口構成員、お願いいたします。

【山口構成員】      山口です。報告書の内容に関しては異存ありません。重要な論点について活発な議論が行われたことに、大変大きな意義があったと思っております。曾我部座長、事務局の皆様の御尽力に感謝をいたします。

今回の検討会を通じて、オンラインカジノによる被害が社会に拡大していること、それから、ギャンブル依存症の御家族の方々に大変深刻な負担をかけていることがはっきりしまして、オンラインカジノ対策は急を要することが明白になったと認識をしています。

今後に向けては、包括的な対策についての検討を、アクセス抑止を排除することなく進めていただいた上で、必要な立法措置を講じるべきだと考えております。

今回の報告書を生かして、各省庁横断的に立法の検討に向けて進んでいくことを期待しているところです。

以上でございます。

【曾我部座長】      山口構成員、どうもありがとうございました。

では、最後に私から一言申し上げます。

まず、このような報告書（案）につきまして、大筋で御異論がないということで、構成員の皆様方には本当に御礼を申し上げたいと思いますし、この間、精力的に献身的に取りまとめ等々をしていただいた事務局の方々にも厚く御礼を申し上げたいと思います。

前回も申し上げたことですが、今回の取りまとめをもって、ブロッキングにゴーサインを出したということではないということであり、報告書（案）の末尾にもありますけれども、今後、政府のしかるべきところで政府全体としての検討をしていただくということになると、そのために今回多様な御意見をいただきました。

この間、予定調和ではなくて、非常に激しい議論もあったところですが、その分、様々な角度から御意見、御指摘がなされたということですので、これは政府全体の今後の議論の中で十分踏まえていただきたいというふうに思います。

やはりブロッキングという手段は、一般の方にも非常に分かりやすい解決方法のように見えるというところで、どうしても対策をしようというときに先行しがちなのかなというふうに感想として思っております。以前の海賊版サイト対策のときにも、ブロッキング

というものが突出して実施されようとしたということからも分かることでありますけれども、あのときはいろんな異論もあって踏みとどまって、様々な地道なほかの取組を行うということになったわけです。

それと比較してみますと、今回は例えば先ほども複数御指摘あった検索サイトの問題であったり、SNSの問題であったり、様々なほかの方策については必ずしもまだ進捗が十分でないというところもあって、やはり今回もブロッキングの議論が先行してしまっていたところ、今回の検討会で冷静な議論ができたということで、ブロッキングが先行しがちな議論の傾向に一定の歯止めをかけることができたのではないかという、冷静な議論に資する検討ができたのではないかというふうに思っております、改めて皆様に感謝を申し上げたいというふうに思います。

個別の点について既に皆様の御発言で尽きているかと思しますので、私のほうから繰り返すことはいたしません。

ということで、この間、御尽力くださいました皆様に改めて厚く御礼を申し上げたいと思います。ということをもちまして、私の発言とさせていただきます。

これで一巡をしたわけですが、ほかの構成員の皆様の御発言をお聞きになって、さらに補足したいとか、追加で発言されたいというようなことがありましたら、今伺いたいと思いますが、こちらについてはチャット機能で御発言希望がありましたらお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

よろしいですかね。

では、特にないようでしたら、本検討会における報告書（案）をお示ししているところですが、こちらについて1点、森構成員のほうから修正の御提案がありましたので、そちらにつきましては、先ほど申し上げたとおり、私のほうで検討させていただくことにして、そのほかの点については御了承いただいたということでよろしゅうございましょうか。何かありましたら、御発言いただければと思いますが、よろしいでしょうか。

ありがとうございます。では、先ほどの修正可能性の点も含めて私のほうに御一任いただいたことにさせていただきます。ありがとうございます。

では、議論は以上としまして、最後、事務局のほうにお戻ししたいと思います。

【北島利用環境課課長補佐】事務局でございます。本日起りまとめをいただいた報告書につきましては、曾我部座長と相談させていただきながら、事務局において公表手続を行ってまいります。

最後に、湯本総合通信基盤局長より一言御挨拶させていただければと思います。

湯本局長、お願いいたします。

【湯本局長】 総合通信基盤局長の湯本でございます。

本日は、オンラインカジノに係るアクセス抑止の在り方に関する検討会の最終回に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

まず、曾我部座長をはじめといたしまして、構成員の皆様方におかれましては、昨年4月の検討会から1年余りにわたり、大変お忙しい中、精力的に御議論をいただきました。また、参考人として御知見をお寄せいただいた専門家の皆様、またオブザーバーの皆様、関係省庁の皆様方に対しまして、この場を借りまして厚く御礼を申し上げます。

本検討会におきましては、違法オンラインカジノに係るアクセス抑止の在り方につきまして、通信の秘密や知る自由の重要性にも留意しながら、必要性・有効性・許容性・実施根拠・妥当性といった各論点に沿って、法的・技術的な観点から幅広く御議論をいただきました。

今般取りまとめていただいた報告書（案）におきましては、引き続き、包括的な対策を推進し、その効果を十分に検証することが求められております。さらに、その上で改めて検討すべき事柄を整理していただきました。

報告書（案）も踏まえまして、今後、政府全体におきましては、ブロッキングを含むアクセス抑止の在り方全般につきまして、通信の秘密、また、知る自由の重要性にも留意しながら、丁寧な検証・検討を進めていく必要がございます。

総務省といたしましても、本報告書（案）の内容を真摯に受け止めまして、政府全体の取組が着実に進められるよう、関係省庁と連携をしてまいります。

改めまして、長期間にわたり御議論いただきました構成員の皆様方、御協力をいただきました全ての関係者の皆様方に心より感謝を申し上げます。

私からの挨拶は以上でございます。

【曾我部座長】 湯本局長、どうもありがとうございました。

そうしましたら、以上をもちまして、オンラインカジノに係るアクセス抑止の在り方に関する検討会の第15回会合を終了とさせていただきます。

長期間にわたりまして精力的に御議論いただきましたことに、改めて心より御礼を申し上げます。本日はどうもありがとうございました。